

ご意見を
お寄せください!

パブリックコメント (意見公募)



意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学する人、
または市内で事業を行う人

閲覧・意見の提出期限

1月25日(金)(当日消印有効)

閲覧場所 計画や条例の担当課、市情報公開コー
ナー(市役所本庁舎2階)、関支所窓口、あいあい
窓口(閲覧は各施設の開庁時間内にできます)

※市ホームページからも閲覧できます。

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp>

提出方法 提出に必要な事項を記入(様式は自由)
の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、計画
や条例の担当グループへ提出してください。

提出に必要な事項

- ①件名「○○○○○○○○(案)」に関する意見
- ②住所、氏名(ふりがな)
- ③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)
- ④意見

意見の取り扱いなど

- ▷いただいた意見は取りまとめの上、回答とともに公表
します(個別に直接回答は行わない)。なお、公表する
ことで個人の権利や利益を害するおそれのあるもの
は、その全部または一部を公表しないことがあります。
- ▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報
は、公表しません。
- ▷公表は平成31年2月中旬を予定しています。

亀山市都市マスタープラン(案)

都市整備課都市計画グループ(☎84-5046)

亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用(市街地、森
林、農地など)および都市施設(道路、公園、下水道など)の整
備に関する基本方針を定め、将来にわたり暮らしやすい都
市を形成することを目的に「亀山市都市マスタープラン」の
策定を進めています。

<意見の提出先>

都市整備課都市計画グループ
(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9669
✉tokei@city.kameyama.mie.jp)

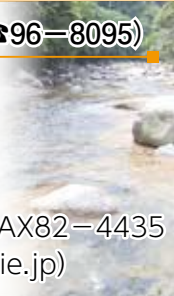


亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例(案) 環境課環境創造グループ(☎96-8095)

市では、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等
源流域の自然環境等にあらためて誇りを感じ、その自然環
境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承して
いくため、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ
条例」の制定に向けて取り組んでいます。

<意見の提出先>

環境課環境創造グループ
(総合環境センター内)
(〒519-0166 布気町442、FAX82-4435
✉kankyo@city.kameyama.mie.jp)



亀山市名誉市民

彫刻家 **中村 晋也**

作品紹介「ふるさとあい」Vol.31

「荒野の雄」平成7(1995)年制作

「実際には、こういう姿はあり得ない。こんな物語も聞いたこと
がない。しかし、^{たけだけ}猛々しく荒野を駆ける猪の背にまたがる少年の
姿は、新しい年の希望なのだ。今までやったことのない事をやっ
て、すべてのものを制覇するといふ^い気迫なのだ」

中村晋也の干支シリーズは、この亥(猪)の年から始まりました。
制作にあたっては、まず本物の猪を探しまわり、偶然にも郊外で
飼われていた元気な猪を見つけて、そのおもしろく変わった形の
牙や、その付き方、走る姿などを調べ取材を重ねました。



30cm(高さ)×23cm(幅)×12cm(奥行)

特別協力 公益財団法人中村晋也美術館([URL http://www.ne.jp/asahi/musee/nakamura/index.html](http://www.ne.jp/asahi/musee/nakamura/index.html))